

# みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

【問い合わせ先】

役場人権推進室（総務課内）

☎963-1730（直）

## 知ってほしい、ヤングケアラーのこと

### ヤングケアラーとは

法律上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

例えばこんな子どもたちです。

- 家族の代わりに料理・洗濯・掃除などの家事をしている。
- 家族の代わりにきょうだいの世話をしている。
- 病気や障がいのある家族の世話、入浴、トイレの介助をしている。

本人の年齢や成長に見合わない責任や負担を負うことで、育ちや教育、人間関係に影響が生じ、本来守られるべき子ども自身の権利が守られないことが問題となっています。

### 自覚していない場合も

幼いころから家事や家族の介護・世話をしている子どもにとって、その生活は当たり前になっている

ため、自分自身がヤングケアラーという自覚がないことが多く、相談や支援につながりにくい状況があります。また、自分自身の生活について話したくない気持ちがあるかもしれません。

### 大切なのは周囲の気づき

学校や地域で生活する様子から、もしかしたらヤングケアラーかもと思ったら、相談窓口へご相談ください。

#### 【相談窓口】

- 児童相談所相談専用ダイヤル  
☎0120-189-783
- 24時間子供SOSダイヤル  
☎0120-0-78310
- 子どもの人権110番  
☎0120-007-110
- シーオーレ新宮子育て支援課  
☎963-2995



相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日（電話相談にて対応）

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182（開設時のみ）

## 消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

### 家庭用フィットネス器具 購入や使用の際の注意点とは？

#### 事例

足を置くだけで、振動により足腰の筋肉が鍛えられるという運動器具を通信販売で購入した。使用したところ、10分も経たずに頭が痛くなり気分も悪くなった。

#### アドバイス

- ①家庭用フィットネス器具は、身体に負担がかかることを理解し、健康状態や既往症などを考慮して購入しましょう。
- ②テレビショッピングなどの通信販売や店舗購入では、クーリング・オフができません。不明な点は購入前に販売店などに必ず確認しましょう。
- ③取扱説明書をよく読み、正しく使用してください。体調に合わせて無理のない程度に使用し、異常を感じたらすぐに使用をやめましょう。体調不良が続くときは医療機関を受診しましょう。

#### 【相談窓口】

- 消費者ホットライン「188（いやや!）」番  
※188は最寄りの消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238（直）